

令和2年度厚生労働省予算案の主要事項(抜粋)

Ⅲ 主 要 事 項

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する。また、ICTの導入を支援するなどして、医療・介護・福祉分野等の生産性向上の推進を図る。

1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 357億円(309億円)

(1) 長時間労働の是正 225億円(198億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援【一部新規】 176億円(148億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために、人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行う。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善【一部新規】 (一部再掲・①参照) 84億円(76億円)

自動車運送事業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進（一部再掲・26ページ参照）

27億円（16億円）

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を一層推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導體制の強化等

35億円（33億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導體制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導體制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

また、引き続き、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営するとともに、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウム等を開催する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し【新規】

21百万円

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

2.5億円（2.8億円）

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントなどの特性を活かした取組を進める。

学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業においても年次有給

休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深めるため、休暇制度等に関する企業の取組紹介などを含めたシンポジウムを開催する。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 134億円(114億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

114億円(99億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策及び技術革新に対応した機械等の安全対策の推進を図る。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を引き続き行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】

3.3億円

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進

3.5億円(2.8億円)

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進【一部新規】 51億円(50億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の

実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

- ⑤ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底【一部新規】 17億円(13億円)
化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。
建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底するなど施策の充実を図る。

2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1,443億円(1,223億円)

- (1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援【一部新規】
(一部再掲・26ページ参照) 177億円(149億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、最低賃金が低い地域の賃金引上げ支援を強化する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を強化するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しするプッシュ型の支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を充実させる。

(参考) 【令和元年度補正予算案】

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援 14億円
最低賃金の引上げや被用者保険の適用拡大等を踏まえ、生産性向上に資する設備投資等に対する助成の拡充を行い、最低賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援するとともに、中小企業等において、被用者保険の適用に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 6.4億円(4.9億円)

- (1) 雇用型テレワークの導入支援 3.1億円(2.8億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知を図るとともに、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

(2) 自営型テレワークの就業環境の整備及びフリーランス等雇用類似の働き方の者に対する相談支援【一部新規】 **85百万円(75百万円)**

就業環境の適正化を図るため、自営型テレワークのガイドライン及び仲介事業者が守るべきルールの周知や働き手への支援の充実を図る。

フリーランス等雇用類似の働き方の者が発注者等との契約等のトラブルについて相談できる窓口を整備する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等【一部新規】 **2.4億円(1.3億円)**

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成する制度を創設すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、平成30年1月に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改定版モデル就業規則の周知等を行う。

4 総合的なハラスメント対策の推進

45億円(40億円)

(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施【一部新規】 **12億円(10億円)**

労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

さらに、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業団体による外部相談窓口の運営への支援や、中小企業団体における中小企業への労務管理・経営指導等を行う者に対して、ハラスメント対策についても一体となって支援できるよう研修を実施する。

(2) 早期の紛争解決に向けた体制整備等 **33億円(30億円)**

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、

紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

5 治療と仕事の両立支援

34億円(32億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

16億円(16億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築【一部新規】

34億円(32億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。

がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを構築するため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援の充実を図る。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を充実させる。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

6 医療従事者働き方改革の推進

69億円(35億円)

(3) 組織マネジメント改革の推進

7.5億円(6.5億円)

① 医療機関管理者のマネジメント研修

41百万円(48百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域医療におけるリーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。

② 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の訪問支援

6.7億円(6億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。

第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、高齢者の就労・社会参加の促進、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、女性活躍の推進等を図る。また、高齢期も見据えたキャリア形成支援を推進するとともに、人手不足解消に向けて人材確保対策を推進する。

5 外国人材受入れの環境整備 121億円(108億円)

(3) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 19億円(13億円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

外国人労働者から寄せられる職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談等に対応するため、新たに「多言語コンタクトセンター」等を活用することにより、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語対応力を強化する。

(7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化 64億円(64億円)

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制強化等を実施する。

第4 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進

1,629億円(1,122億円)

(1) 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり 1,500億円(999億円)

⑧ 受動喫煙対策の推進

22億円(43億円)

受動喫煙の防止に関する内容について、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の機会をとらえ効果的に周知・浸透させ、確実に定着・徹底させるとともに、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

IV 主要事項（復旧・復興関連）

＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

（雇用の確保など）

（1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）

6. 6億円（10億円）

民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

（2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

（3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4. 3億円（4. 2億円）

福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業を委託するほか、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を行う。

（4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

1. 8億円（1. 9億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

(1) 食品中の放射性物質対策の推進（復興）

98百万円（2億円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応

9億円（10億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要
(労働保険特別会計労災勘定関係)

1 労働保険料等の納付猶予の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主について、労働保険料等の納付を1年間猶予するもの(税制措置と同様の対応)。

2 社会復帰促進等事業関係

(1) 未払賃金立替払事業に係る予算の積み増し

【79.2億→106.4億 +27.2億】

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、必要な原資の増額等を行う。

(2) 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の見直し等

【1億→5.6億 +4.7億】

テレワークの導入等に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の上限額の増額等を行う。

(3) 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)

【+3.2億】

新型コロナ感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

(4) エイジフレンドリー補助金の拡充

【2.5億→7.5億 +5億】

職場での新型コロナウイルスの感染防止と高年齢労働者の労働災害防止のため、対人(接客)業務のある業種を重点に中小企業等が実施する効果的な安全衛生対策の経費の一部を補助する。

新型コロナウイルス感染症対策関係 第2次補正予算 (労働保険特別会計労災勘定)

1 社会復帰促進等事業関係

(1) 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の増額

【3.2億円→6.8億円 +3.6億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

(2) 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の増額等

【7億円→40億円 +33億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、新規でテレワークの導入に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する。

(3) 外国人労働者に対する相談支援体制の強化

【6.6億円→7.7億円 +1.1億円】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響による外国人労働者からの相談の増加に対応するため、労働局・監督署に設置している外国人労働者相談コーナーに相談員を増員する等、体制を強化する。

(4) 障害者職業能力開発校のオンライン訓練実施に必要な整備経費

【+3.3億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、障害者職業能力開発校においてデジタル技術を活用したオンライン訓練を推進する。

2 事務費関係

(1) 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査体制の強化

【+0.5億円】

新型コロナウイルス感染症対策として実施する上記の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査に対応するため、新規定員（11人）を配置し、審査体制の強化を図る。

(2) 労働保険料特例猶予等に伴う相談体制の強化

【+0.8億円】

年度更新申告書や労働保険料の納付に係る特例猶予の申請等に関する相談需要に対応するため、臨時労働保険指導員（相談員）を増員して労働局・

監督署における相談体制を強化する。